

旭川国保条例は違憲違法の条例…国保料賦課処分取り消す…原告全面勝訴の判決

旭川地裁判決（98.04.21）について

原告 杉尾正明

国民健康保険料の賦課処分及び減免非該当処分の取り消し（無効確認）を求める行政訴訟は、旭川市国民健康保険条例は違憲（92条・84条）違法（国保法81条）の条例である。同条例に基づく国保料賦課処分を取り消す。との原告全面勝訴の判決が出された。

判決は、国保料減免非該当処分につき判断されていないが、公的保険（強制加入）の保険料（強制徴収）に租税法律（地方税にあつては条例）主義（憲法84条）の適用を初めて認めた（司法判断）もので（公的保険の保険料が実質的に租税「税金」であること。）意義のあるものです。

国保税についても、国保税はその実質は医療保険である国保の財源を賄うための保険料であり、徴収の手段として税の形式を採っているものと考えられることから、保険料への移行に向けて検討することが適当であるとの動きの中でまた、国保料だけでなく同旨の保険料にも適用されることになるでしょう。とりわけ2000年4月から施行される公的介護保険に保険料減免制度が措置されていないことは法の不備であろう。（市町村の条例で減免できるようであるが、そのことは災害時等のみであつて無所得・低所得者に対する減免は考慮されていない。）国保と同一となることは明白である。

このように、21世紀に向けて住民の抵抗感の強い租税（税金）を避けて、社会保険料（強制加入・強制徴収）による国民負担を強めようとする中での本判決の意義は今後重要性が高まるでしょう。（以下省略）